

# 年金受給者だより

NENKIN JUKYUSHA DAYORI

## No.87

平成29年1月発行

### 主な掲載内容

- 源泉徴収票を送付しました 2・3
- 再就職している皆様へ 4・5・6
- こんなときにはご連絡ください 7・8

年金受給者だよりのQ&Aは、  
当組合ホームページをご覧ください。

<http://www.chikyosai.or.jp/>

地方職員共済組合



世界遺産：ザルツカンマーグート地方のハルシュタットとダッハシュタインの文化的景観（オーストリア）

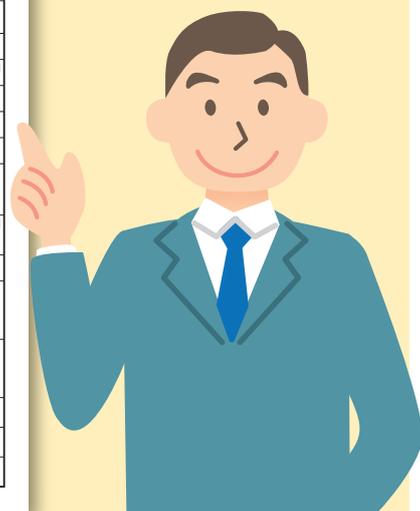
# 「平成28年分 公的年金等の源泉徴収票」の送付について

老齢・退職給付(老齢厚生年金、退職(共済)年金等)を受給されている方に、「平成28年分公的年金等の源泉徴収票」を送付します。

みほん

平成28年分 公的年金等の源泉徴収票

支 受 け る 者	住所又は居	102-0000 東京都 千代田区			年金証書記号番号 85940000000000								
	氏名	フリガナ	ネンキン	タロウ	生年月日	明	大	昭	年	月	日		
		年金 太郎				*	23	12	5				
区 分				支 払 金 額				源 泉 徴 収 税 額					
法第 203 条の 3 第 1 号適用分				円				円					
法第 203 条の 3 第 2 号適用分				1,635,634				7,557					
法第 203 条の 3 第 3 号適用分													
法第 203 条の 3 第 4 号適用分													
本 人		控除対象配偶者の有無等			控除対象扶養親族の数			障害者の数		非居住者である親族の数		社会保険料の金額	
特 殊 障 害 者	そ の 他 の 特 殊 障 害 者	特 殊 障 害 者	別 婚 妻	夫 妻	一 般	老 人	特 定	老 人	そ の 他	16歳未満の 扶養親族の数	特 別	そ の 他	千 円
					*		人	人	人	人	内	人	人
控 除 対 象 配 偶 者				控 除 対 象 扶 養 親 族				16歳未満の扶養親族					
(フリガナ)	氏名	年金	花子	区 分	1	(フリガナ)	氏名	区 分	1	(フリガナ)	氏名	区 分	
(摘要)				2	(フリガナ)	氏名	区 分	2	(フリガナ)	氏名	区 分		
支 払 者	法 人 番 号	2700150001147											
	所 在 地	東京都千代田区平河町2-4-9 地共済センタービル											
	名 称	地方職員共済組合			電 話 番 号	03-3261-9846							



- ※ 源泉徴収票の表示区分については、源泉徴収票の裏面をご覧ください。
- ※ 障害給付(障害厚生年金、障害(共済)年金等)および遺族給付(遺族厚生年金、遺族(共済)年金等)は、非課税のため源泉徴収票を発行していません。

**確定申告に必要な書類ですので、大切に保管してください。**

- ※ 万が一、紛失された場合は、給付課(電話 03-3261-9846)にお問い合わせください。

**確定申告の時期:平成29年2月16日(木)から平成29年3月15日(水)まで**

- ※ 所得税の還付申告については、2月15日(水)以前でも行えます。

なお、平成28年中の公的年金等の収入額が400万円以下であり、かつ、公的年金等以外の所得金額が20万円以下である場合には、その年の所得税について確定申告書の提出を要せず、省略することができます。

- ※ 確定申告の省略により源泉徴収された所得税額が変わることはありません。また、確定申告を省略した場合であっても、住民税の申告は必要となります。

ただし、確定申告により還付を受ける方は、確定申告が必要となります。

### 主な例

- 医療費、生命保険料、地震保険料等の控除による所得税の還付を受ける方
- 年金以外の収入がない方で、当組合に平成28年分の扶養親族等申告書を提出しておらず、源泉徴収が行われている方
- 平成28年分の扶養親族等申告書を提出された後、年の途中で扶養親族が増えた、新たに障害に該当した等の内容変更があった方



詳しくは、確定申告に関してはお近くの税務署に、住民税の申告に関してはお住まいの市区町村にそれぞれお問い合わせください。

## 源泉徴収票 Q & A

**Q** 源泉徴収票に「社会保険料の金額」の欄がありますが、社会保険料とは、具体的に何ですか？



**A** 各支給期に、住所地の市区町村からの徴収依頼に基づき控除された「介護保険料」、「後期高齢者医療保険料」および「国民健康保険料」の年間徴収額を表示しています。

**Q** 各支給期に、「個人住民税」が年金から控除されていますが、源泉徴収票に記載がありません。なぜですか？



**A** 源泉徴収票は、**所得税法**の書類であるため、「個人住民税(地方税)」は記載していません。市区町村から送付される通知等で、ご確認ください。

## 税務署からのお知らせ

### 社会保障・税番号制度(マイナンバー制度)の導入について

社会保障・税・災害対策分野において、行政手続の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現することを目的として、社会保障・税番号(マイナンバー)制度が導入されました。

平成28年分以降の所得税及び復興特別所得税や贈与税の申告書の提出の際には、



マイナンバー(12桁)の記載



本人確認書類の提示 又は 写しの添付 が必要です!

【本人確認(番号確認及び身元確認)を行うときに使用する書類の例】

例1 個人番号カード(番号確認と身元確認)

例2 通知カード(番号確認) + 運転免許証、健康保険の被保険者証など(身元確認) など

(注) 控除対象配偶者及び扶養親族の方の本人確認書類の提示又は写しの提出は不要です。

詳しくは、国税庁ホームページ「社会保障・税番号制度<マイナンバー>」  
(<http://www.nta.go.jp/mynumberinfo/index.htm>)をご覧ください。

# 再就職している皆様へ



1

## お勤めされている間の年金の停止 (在職支給停止)について

●退職共済年金または老齢厚生年金の受給者の方

### 1 お勤めの形態 次のいずれかに該当

- ア 70歳未満の方  
お勤め先で厚生年金保険に加入
- イ 70歳以上の方  
厚生年金保険70歳以上被用者
- ウ 国会議員、地方議会議員

### 2 1ヶ月の総収入 次のいずれかに該当

- ア 65歳未満の方 賃金+年金 > 28万円
- イ 65歳以上の方 賃金+年金 > 47万円

※賃金=[標準報酬月額]+[直近1年間の標準賞与額×1/12]  
 ※年金=退職共済年金+老齢厚生年金  
 (職域年金相当部分(経過的職域加算額)、経過的加算額  
 (65歳以上の方)、加給年金額を除く)

両方に該当

年金の一部 または 全部が停止

※詳細な内容については、当組合のホームページをご覧ください。

2

## 直近1年間に支給された標準賞与額の 範囲について

在職支給停止額は、再就職先の事業主から届け出があった「標準報酬月額」と直近1年間の「標準賞与額」にて算定いたしますが、「標準賞与額」の直近1年間の範囲は、次のとおりです。

### ■2月支給期における標準賞与額の範囲(6月と12月に賞与が支給されたケース)

平成27年		平成28年												平成29年			
11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月
							ア								イ		
															支給期		

※   が賞与支給月

## ○「標準賞与額(平成29年2月支給期)」の範囲

平成29年2月支給期は、「平成28年12月分」と「平成29年1月分」の年金が支給されますが、在職支給停止額の算定に使用する標準賞与額の直近1年間の範囲は、次のとおり異なります。

平成28年12月分… **ア**の範囲(平成28年1月～平成28年12月の賞与が対象)

平成29年1月分… **イ**の範囲(平成28年2月～平成29年1月の賞与が対象)

## ○「標準賞与額」の仮算定

2月支給期の算定において、平成28年12月に支給された賞与の情報提供が遅れている場合は、前年の賞与(平成27年12月)の額を「標準賞与額」の範囲として仮算定し、その後、賞与の情報提供後、4月支給期以降、差額分を調整します。

## 3

## 同月に厚生年金保険の資格喪失・再取得した場合の停止額の算定について

再就職していた会社を退職したことにより、勤務していた職場の事業主が厚生年金保険の資格喪失届を提出いたしますと、在職支給停止額の算定は終了し、年金が支給されることとなりますが、「資格喪失日」の同月内に別の会社に再就職されますと、在職支給停止額の算定は、継続することとなります。

※「資格喪失日」とは、「退職日」の翌日です。したがって、3月31日に退職した方の「資格喪失日」は、4月1日となります。

## 3/31に“A会社”を退職(4/1資格喪失)し、

## ① 4/1に“B会社”に再就職した場合

## ② 4/20に“B会社”に再就職した場合

	3月	4月	5月
退社・入社	A会社を <b>3/31</b> 退社	資格喪失日は 4/1 B会社に ① <b>4/1</b> 入社 ② <b>4/20</b> 入社	(B会社に在職中)
停止の有無	在職支給停止あり	在職支給停止あり	在職支給停止あり

## &lt;参考&gt; 3/31に“A会社”を退職(4/1資格喪失)し、その後、再就職しない場合

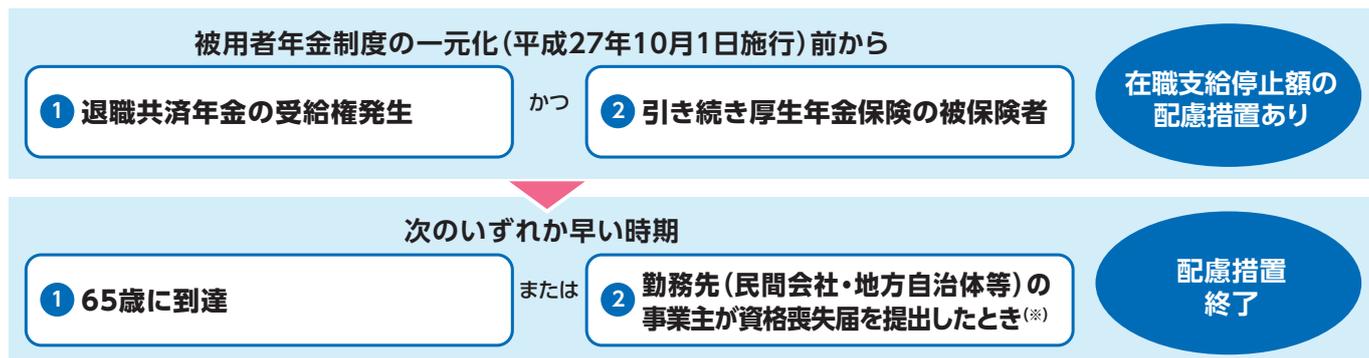
	3月	4月	5月
退社・入社	A会社を <b>3/31</b> 退社	資格喪失日は 4/1 —	—
停止の有無	在職支給停止あり	在職支給停止なし	在職支給停止なし

## 4 被用者年金制度の一元化に伴う 配慮措置(65歳未満)の終了時期について

民間会社等に勤務されている65歳未満の方の在職支給停止の計算においては、平成27年10月の被用者年金制度の一元化により、在職支給停止の基準額が47万円から28万円に変更されました。

この基準額変更後の在職支給停止の計算では、一元化前と給料等が同じ条件で勤務されていても、年金の停止額が大幅に増えてしまうため、激変緩和のための配慮措置が設けられました。

この配慮措置の適用条件と終了時期は、以下の図のとおりとなります。



※ 人事異動、勤務形態の変更、給与支払者の変更等の事由により、勤務先が資格喪失届を提出し、配慮措置の適用が終了する場合があります。人事異動等による資格喪失届の取扱いにつきましては、勤務先にお問い合わせください。

## 5 短時間労働者の厚生年金保険の 適用拡大について

### 短時間労働者への在職支給停止の適用

平成28年10月1日から、特定適用事業所<sup>(※1)</sup>に勤務する短時間労働者<sup>(※2)</sup>は、新たに厚生年金保険の適用となり、在職支給停止額の算定の対象となりました。

※1 特定適用事業所とは、厚生年金被保険者数の合計が常時500人を超える事業所のことです。

※2 短時間労働者とは、勤務時間・勤務日数が常勤雇用者の4分の3未満で、以下の4つの条件をすべて満たす方です。

- ① 週の所定労働時間が20時間以上であること
- ② 賃金の月額が8.8万円以上であること
- ③ 雇用期間が1年以上見込まれること
- ④ 学生でないこと

### 65歳未満で障害者特例・長期加入者特例<sup>(※3)</sup>が適用されている方への経過措置

- ① 平成28年10月1日前から障害者特例等が適用されている方が、同日に引き続くことなく、新たに短時間労働者として勤務される場合は、定額部分および加給年金額は停止されますが、同日前から引き続き短時間労働者として勤務している場合は、引き続き定額部分等は経過措置により停止されません。
- ② 人事異動、勤務形態の変更、給与支払者の変更等の事由により、勤務先が資格喪失届を提出し、経過措置の適用が終了する場合があります。人事異動等による資格喪失届の取扱いにつきましては、勤務先にお問い合わせください。

※3 65歳未満の退職共済年金または老齢厚生年金には、厚生年金保険の被保険者ではなく、以下のいずれかの条件を満たす場合、定額部分及び加給年金額(条件を満たしている場合のみ)が加算される特例があります。

- ① 障害者特例：障がい(障害共済(厚生)年金の1級から3級に該当する程度)の状態にある場合
- ② 長期加入者特例：組合員期間が44年(公務員以外の期間は含みません。)以上ある場合



# こんなときにはご連絡ください!



お問い合わせの際には、お手元に「年金証書記号番号」または「基礎年金番号」のわかるものをご用意ください。

届出が必要な事由	ワンストップサービス対象 ※ワンストップサービスの対象となる場合は「○」、 条件付きで対象となる場合は「△」、対象外は「×」	担当部署
氏名を変更したとき	○	給付課支給係 03-3261-9846
年金受取金融機関を変更するとき	△ (平成27年10月以降に受給権が発生した年金のみ対象)	
支払通知書の再交付を希望するとき	△ (平成27年10月以降に受給権が発生した年金のみ対象)	
源泉徴収票の再交付を希望するとき	△ (平成27年10月以降に受給権が発生した年金のみ対象)	
年金支給額の証明書を希望するとき	×	
住民票上住所と異なる住所へ書類送付を希望するとき	○	
成年後見人等が付いたとき または既に届出した事項に変更が生じたとき	△ (平成27年10月以降に受給権が発生した年金のみ対象)	
年金受給者が死亡したとき	△ (他実施機関の未支給年金についても併せて請求する意思を確認することができた場合は対象、それ以外は対象外)	審査第一課 03-3261-9849 審査第二課 03-3261-9843
遺族給付を受けていた方が婚姻等をしたとき	△ (平成27年10月以降に受給権が発生した年金のみ対象)	
1級・2級の障害給付を受けていた方が婚姻をしたとき	×	

届出が必要な事由	ワンストップサービス対象 ※ワンストップサービスの対象となる場合は「○」、 条件付きで対象となる場合は「△」、対象外は「×」	担当部署
公務員として再就職し、 共済組合の組合員となったとき	×	審査第一課 03-3261-9849 審査第二課 03-3261-9843
特別支給の老齢・退職給付の受給権者が、 被保険者でなく、かつ、障害の状態に該当すること により特例を請求するとき	△ <small>(平成27年10月以降に受給権が発生した年金のみ対象)</small>	
行方不明になったとき	△ <small>(平成27年10月以降に受給権が発生した年金のみ対象)</small>	給付課調査係 03-3261-9846
国会議員または地方議会議員になったとき	○	
雇用保険法による失業給付等を受けたとき	△ <small>(平成27年10月以降に受給権が発生した年金のみ対象)</small>	
加給年金額対象者が 年金を受給することとなったとき	△ <small>(平成27年10月以降に受給権が発生した年金のみ対象)</small>	
加給年金額対象者と離婚したときや 死亡したとき等	△ <small>(平成27年10月以降に受給権が発生した年金のみ対象)</small>	
老齢・退職給付を受けていた方が 65歳になったとき	×	調整課 基礎年金係 03-3261-9844
年金の選択替えを希望するとき	○	調整課調整係 03-3261-9847
年金証書または改定通知書の 再交付を希望するとき	△ <small>(平成27年10月以降に受給権が発生した年金のみ対象)</small>	年金相談室 03-3261-9850
年金加入期間確認通知書を希望するとき	△ <small>(平成27年10月以降に受給権が発生した年金のみ対象)</small>	
離婚による年金分割を希望するとき	○	

(注)ワンストップサービスとは、日本年金機構(年金事務所)または各共済組合等のどの窓口でも年金に関する各種届出ができるサービスのことです。

(注)民間企業や私立学校の教員等に再就職した場合の届出は、不要となりました。